平成２４年（フ）第１６５号
愛知県豊田市栄町２丁目11番地８　フレグランスさかえ202号、前住所愛知県豊田市日之出町２丁目３番地１　ユーハウス豊田ＨＩＮＯＤＥ703号
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
愛知県知立市牛田町高根23番地28
債務者　草本美代子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
岡山県津山市一方257番地１
債務者　山口　　章（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７１号
岡山県美作市湯郷612番地１　大和荘103
債務者　北原　貴行
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０５号
高知市鴨部1072番地　ウエストタウンモリタ20Ｆ、申立時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満676番地１
債務者　西村　　譲
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７９号
高知市中万々95番地８　東村アパート１Ｆ西
債務者　徳弘　忠良
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８２号
高知市中須賀町167番地１　シャーメゾン・サン201号、申立時の住所高知市縄手町39番地１　サントノーレ縄手501号
債務者　廣田　真也
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７９号
北海道室蘭市沢町４番14号
債務者　沢田　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
北海道伊達市舟岡町310番地14
債務者　山田　寛治
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
茨城県つくばみらい市谷井田1217番地14
債務者　高橋　　愛（旧姓須之内）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
埼玉県草加市栄町３丁目３番23―502号
債務者　舩木　竹義
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
埼玉県八潮市緑町１丁目30番地２　サンパーク三浦102号
債務者　野口　幸宏
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
埼玉県秩父市下影森1099番地１　マイ・コート・スティル101号
債務者　八木　達利
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
神奈川県厚木市長谷819番地４
債務者　角田　隆行
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原3958番地の４
債務者　鈴木　武男
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２２号
神奈川県厚木市飯山4916　元湯旅館内、住民票上の住所東京都葛飾区高砂４丁目１番47―913号
債務者　尾本　利恵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３６号
神奈川県秦野市下大槻410　下大槻団地第１街区第５号棟第106号室、住民票上の住所神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地６―305
債務者　須川三枝子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部